

12. 地域と地すべり対策事業の関わりに関する事例

12.1 地すべり対策事業実施地区における地域貢献事例

(1) 水源対策

高知三波川帯地区の桃原・西桃原区域（高知県）では、本事業実施前は湧水等を生活用水として利用していたが、排水トンネルを造成し、湧水等が減少したことの補償措置として、排水トンネルからの地下水を地区で用水として利用できるよう給水施設を設置し、地区の生活の利便性向上に貢献している（図-4.12.1）。



図-4.12.1 給水施設設置事例

(2) 新規定住

長野西部地区（長野県）では、事業概成後に行った地元住民へのアンケート調査において、地すべり対策により安心して暮らせるようになった、農村景観が保全された等の意見が多く出されている。また、事業概成後に、地区内の一部に、新規就農者のための研修の場、滞在の場として、家庭菜園付き住居施設、交流促進施設及び共同菜園が設置された。ここでは、農業関係機関の指導員や地域住民が講師となって農業に関する基礎的な技術と知識等の習得を目的とした研修や交流が行われ、12戸が定住しており、新規定住者の確保に貢献している。

12.2 ほ場整備と地すべり対策事業の連携事例

地すべり防止区域のほ場整備に当たっては、事業実施前もしくは同時併行で地すべり対策工事の対応が必要となるため、ほ場整備事業推進の阻害要因となりやすい。

5地区で県営ほ場整備事業が実施された兵庫県東部では、推進母体である関係2市1町で構成される「北神戸地区地すべり対策推進協議会」とも調整を図り、地すべり防止工事の緊急性、ほ場整備の事業効果の早期発現等に配慮した事業間調整が行われ、整備率100%を迅速に達成した（図-4.12.2）。

